

2026 あぶロマツアー！花火の夏！

参加申込書

申込締切：2026年7月13日

FAX：0247-73-8098

お申し込みはコチラ



2026 あぶロマツアー！花火の夏！

日時 2026年7月25日土曜日～7月26日日曜日（1泊2日）

参加料 10,000円（当日集金します。インボイス対応ではありません）

募集人数 20名（小学生以上。18歳未満の場合保護者同伴としてください。相部屋になる場合があります。応募多数の場合は抽選になります）

集合場所 飯館村 農業体験館きらり（宿泊体験館きこりの敷地内）

（ふりがな） お名前	生年月日		西暦 年 月 日	性別	
ご住所	〒				
ご連絡先	連絡のとれる電話番号をお願いします。				
同じ組でご参加のお仲間					それぞれお申し込みが必要です。

※お申し込み多数の場合は、申し込みメ切後に抽選にて受付します。受付した方には7月21日（火）までにご連絡いたします。

○添乗員：同行しません。

○募集人数：20名（申し込み多数の場合は抽選となります）

○最少催行人員：5名

最少催行人員に満たない場合、旅行を中止する場合がありますので、予めご了承下さい。

○申込締切：2026年7月13日（月）

申込多数の場合、抽選となります。

○ツアーに含まれるお食事：

1日目の 昼食・夕食

2日目の 朝食・昼食

○持物と服装：夜間や早朝の活動があります。寒さ対策・虫刺され防止に長袖長ズボンを推奨します。帽子と、散策用に歩きやすい靴、天候によっては雨具もご準備ください。エプロンと三角巾はあぶロマで準備致します。

○申込方法：ご旅行のお申込はFAX、もしくはGoogleフォームで受付いたします。受付後、詳しい旅行条件ををお送りします。

<お申込・旅行企画・実施>

福島県知事登録旅行業 第2-349号 全国旅行業協会（ANTA）会員

株式会社サンプラザ観光 TEL：0247-73-8097

（担当：先崎 教一郎） FAX：0247-73-8098

営業時間：10:00～19:00

〒963-4312 福島県田村市船引町船引字原田9（ふねひきパーク2階）

総合旅行業務取扱主任者 先崎教一郎（合格番号03-2235）

<協力>

あぶくまロマンチック街道構想推進協議会

福島県、飯館村、浪江町、葛尾村、田村市、川内村

国道399号沿線自治体連絡協議会

お申し込み Googleフォーム

<https://forms.gle/9XdxWgpnNy69pNfU7>



国内募集型企画旅行条件書

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社サンプラザ観光（以下「当社」といいます）が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(3) 契約の内容は、本旅行条件書に定める他、募集パンフレット、出発前にお渡しする旅行日程表と特約事項（以下「旅行日程表」といいます）及び当社の「旅行業務規程（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行契約」といいます）となります。

2. お申し込み方法と契約の成立

(1) 当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表を定めた時は、その方が旅行契約のお申し込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているもの（契約責任者）とみなし、その団体に属する旅行業務に関する取扱は、当該代表者との間で行うことができます。

<1> 契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

<2> 当社は契約責任者が構成者に対して負う債務、義務については何らの責任を負いません。

<3> 当社は、契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(2) 所定の申込書（以下「申込書」といいます）に所定の記載事項を記入し、お申し込みをします。

(3) お申込金は、ありません。

(4) お申込金条件

(1) 18歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者と一緒に申込ください。

(2) 特定旅行業務を对象とした旅行がある場合は特定旅行日程を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

(3)<1> 慢性疾患をお持ちの方、<2> 現在健康を損なっている方、<3> 妊娠中の方、<4> 障害をお持ちの方、<5> 補助犬使用の方などで、特別な措置が必要とする方は、その旨を旅行申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様の安全のために特別な措置に要する費用はお客様負担となります。なお、この場合、当社は医師の診断書を提出していただく場合があります。

当社は、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、お客様の負担で介護者/同伴者の同行などを条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただきます。又はご負担の少ない他の旅行をお勧めする、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(4) 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は(1)(2)はお申込みの日から、(3)は、お申込みの日から、原則として5日以内にご連絡いたします。

(5) お客様がご旅行中に疾病、障害その他の理由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。

(7) お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動する時は、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(8) その団体の業務上の都合がある場合は、ご参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面及び旅行日程表

(1) 本旅行条件書は契約書の一部となります。

(2) 当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表を予め募集パンフレット等の契約書面に記載した場合は除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。

(3) 当社が手配した旅程を管理する職務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)による当該契約書面及び本項(2)における旅行日程表に記載するところに特定され

れます。

5. 旅行代金に含まれないもの

(1) 食費から集合地・解散地までの交通費、宿泊費等

6. 旅行代金の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令等、当社の関与しない事由が生じたことにより募集パンフレット等に記載した旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが生じた場合、又はお客様に予め通知した当該理由が当社の関与しないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし緊急の場合においてやむをえない時は、変更後に理由を説明いたします。

7. お客様による旅行契約の解除・払い戻し

(1) お客様はいつでも旅行契約を解除することができます。なお、変更取り消しのお申し出は、当社の営業時間内にお受けいたします。（当社の営業日・営業時間連絡先は、お客様自身でも申込み時点で必ずご確認ください。）

(2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

<1> 契約内容が下記に示すような重要な変更が行われたとき。

<2> 旅行開始日または旅行終了日の変更

<3> 天災地変、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが生じたとき。

<4> 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

8. 当社による旅行契約の解除・旅行中止

(1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

<1> お客様が当社が予め明示した性別、年齢、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

<2> お客様が病状、必要な介護者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

<3> お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。

<4> お客様が旅行内容に賛同し、合理的範囲を超える負担を要する場合は、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

<5> お客様の申込みが、募集パンフレット等の契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合は、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

<6> 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが生じたとき。

(2) 旅行開始後、集合時間過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合、権利放棄とみなします。

9. 添乗員

(1) 添乗員は同行いたしません。

10. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか当社では、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

11. その他

(1) 当社以外の第三者でも旅行の再実施はいたしません。

(2) この書面及び募集パンフレットに定めのない事項は、当社旅行業務規程（募集型企画旅行契約の部）により、当社旅行業務規程をご希望の方は当社にご請求下さい。

12. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日は、2026年6月25日となります。